

令和元年9月 川棚町議会定例会会議録

(第3日目)

令和元年9月12日 木曜日 (午前10時開議)

出席議員 (14人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文	夫
副 町 長	馬 場 直	英
教 育 長	竹 下 修	治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊	文
企 画 財 政 課 長	野 上 英	了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美	昭
税 務 課 長	中 原 敬	介
健 康 推 進 課 長	川 内 和	哉
会 計 課 長	末 永 安	江
住 民 福 祉 課 長	成 富 浩	樹
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	福 田 多	肥
建 設 課 長 兼ダム対策室長	廣 田 洋	一
水 道 課 長	森 文	博
教 育 次 長	荒 木 俊	行
行 政 係 長	井 原	和

議事日程

- 第1 報告第4号 平成30年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率の件
- 第2 認定第1号 平成30年度川棚町一般会計決算認定
- 第3 認定第2号 平成30年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定
- 第4 認定第3号 平成30年度川棚町後期高齢者医療特別会決算認定
- 第5 認定第4号 平成30年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定
- 第6 認定第5号 平成30年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定
- 第7 認定第6号 平成30年度川棚町下水道事業会計決算認定
- 第8 認定第7号 平成30年度川棚町水道事業会計決算認定

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立をお願いいたします。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

議 長 本日の議事日程に入ります前に、昨日、補正審査の折に初手議員より質疑がありました下百津埋立地の活用、また、メリットについての質問がありましたけれども、本日その補足説明をしたいとの申し入れがありましたので、これを許可し、説明を受けたいと思います。企画財政課長。

企画財政課長 おはようございます。昨日の一般会計補正予算第2回の審議の中でございましたが、初手議員からのご質問で、今回の港湾埋立地、これは都市再開発用地でございますが、そちらの方に新たに企業が進出した場合、今後どのような効果があるのかというふうなご質問がございました。で、回答としましては今手元に資料がないので詳しい数字はお示しすることができませんが、まず1点目として、土地建物償却資産の固定資産税が入ることを1点、それと2点目として、新たな雇用が生まれることということでご説明をしたところでございます。そのあと具体的な数字について、手元の方に資料があるというか今日用意できましたので、あくまでも現在、今回の売却に伴う企業から出ました計画書に基づいた内容で、まだ概算的なものではございますが、町の方としましてだいたいどの程度の固定資産税が見込めるのかということを試算いたしておりますので、そのことについてご説明させていただきます。

まず、土地につきましてですが、2.1ヘクタールの土地につきまして、固定資産税として150万円程度、年間ですね、が見込まれるということでございます。それから建物、そして償却資産の固定資産税につきましては、年間1,550万円程度を見込めるということになります。償却資産等につきましては年々その税額が変わっていくと、少なくなっていくということになります。合わせて1,700万円程度と見込んでいるところでございます。以上でございます。

議 長 日程第1、報告第4号「平成30年度決算に基づく川棚町の

健全化判断比率及び資金不足比率の件」を議題といたします。報告内容の説明を求めます。町長。

町長 皆様、おはようございます。報告第4号「平成30年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率の件」についての説明をいたします。

この健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法の第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、監査委員の審査に付しておりましたところ、この度、監査委員からその審査意見書の提出がありましたので、その意見書を付し、議会に報告するものであります。

別紙にそれぞれの比率を表にして記載しておりますが、健全化判断比率及び資金不足比率のいずれも国が示した早期健全化基準及び経営健全化基準以内の値となっております。なお、これら健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、今回の議会報告後、速やかに公表することにいたしております。

詳細につきましては企画財政課長から説明いたしますので、よろしくお願いたします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは2枚目をお開きいただきたいと思います。

まず、1番目の健全化判断比率法第3条関係でございますが、健全化判断比率の行が本町の30年度決算に基づく実績であります。

その下の行の早期健全化基準と財政再生基準は法が定めた基準で、これらの基準を上回ると市町村は財政の健全化、あるいは再生の計画を作成し、改善を図らなければならないという基準でございます。まず、健全化判断比率のうちの実質赤字比率及び連結実質赤字比率ですが、この2つにつきましてはいずれも実質収支が黒字であったため、赤字比率自体が生じておりませんので横線で示しております。次の実質公債費比率は9.7%で、早期健全化基準の25%を下回っております。その隣の将来負担比率につきましては54.1%で、こちらも早期健全化基準の350%を下回っております。

次の2の資金不足比率ですが、これは公営企業会計ごとの経営健全化判断を行うもので、水道事業会計、公共下水道事業会計、観光施設事業特別会計

が対象となります。これらの3つの特別会計はいずれも資金不足が生じていないため横線で示しております。

次に1枚めくっていただき、表題を健全化判断比率等の公表についてとした資料を付けております。1枚目につきましては財政健全化法の目的や川棚町の財政状況について、2ページ目以降につきましては健全化判断比率及び資金不足比率の計算基準等についてお示ししたものでございます。そして3ページ目の下段の表になりますが、年度ごとの資金不足比率を除いた指標数値の推移を示した表を掲げております。傾向といたしましては実質公債費比率が減少し、一定の改善が済んでいるものの、将来負担比率が平成29年度の15.2%の上昇に引き続きまして、30年度も0.6ポイントの上昇といった状況でございます。この将来負担比率の上昇につきましては、一部事務組合への負担見込額が増加したことによるものでございます。詳しい内容につきましては後ほど資料をご覧くださいことで、説明は省略させていただきます。

報告内容につきましては以上のとおりでございます。なお、財政健全化法に規定する健全化指標の公表につきましては、例年どおりお配りした公表資料をホームページに掲載し、また、概要を示したものを広報等に掲載することにより公表したいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(10:09)

議 長 次に日程第2、認定第1号「平成30年度川棚町一般会計決算認定」から日程第8、認定第7号「平成30年度川棚町水道事業会計決算認定」までを、川棚町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 認定第1号「平成30年度川棚町一般会計決算」から認定第

7号「平成30年度川棚町水道事業会計決算認定」までを一括上程いただきましたので、併せてご説明をいたします。

まず、認定第1号「平成30年度川棚町一般会計決算認定」から認定第5号「平成30年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」までについてであります。これらの決算につきましては、会計管理者から決算の提出を受け、去る8月2日、地方自治法第233条第2項の規定により、監査委員の審査に付しております。この度、9月2日に監査委員から当該決算に係る審査意見書が提出されましたので、同条第3項の規定によりその意見を付し、議会の認定をお願いするものであります。

監査委員の審査結果につきましては、「審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の計数は、原簿、関係諸帳簿、証憑書類、預金通帳、預金残高証明書その他と照合審査した結果、正確かつ適正であることを認める。また、予算の執行、財務に関する事務処理及び財産の管理についても、概ね適正に処理され、各種事業は概ね所期の成果を収めていると認められる」とのご意見をいただいたところであります。

続きまして、認定第6号「平成30年度川棚町下水道事業会計決算認定」についてご説明いたします。認定第6号につきましては、平成30年度川棚町下水道事業会計決算の提出を受けまして、去る7月10日、地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査に付しております。この度、9月3日に監査委員からの当該決算に係る審査意見書が提出されましたので、同条第4項の規定によりその意見を付し、議会の認定をお願いするものであります。

監査委員の審査結果につきましては、「平成30年度は下水道事業が公営企業会計に移行し、今回が初めての決算となったが、審査に付された決算書類及び付属書類並びに経営成績、財政状況は概ね適正に表示していると認められる」とのご意見をいただいたところであります。

続きまして、認定第7号「平成30年度川棚町水道事業会計決算認定」についてご説明をいたします。認定第7号につきましては、平成30年度川棚町水道事業会計決算の提出を受けまして、去る6月10日、地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査に付しております。この

度、9月3日に監査委員からの当該決算に係る審査意見書が提出されましたので、同条第4項の規定によりその意見を付し、議会の認定をお願いするものであります。

監査委員の審査結果につきましては、「審査に付された決算書類、付属書類並びに経営成績、財政状況は適正に表示していると認められる」とのご意見をいただいたところであります。

その他詳細につきましては会計管理者並びに各担当課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ、認定またはご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 次に、一般会計についての追加説明を求めます。会計管理者。

会計管理者 それでは、私の方から一般会計の決算認定についてご説明いたします。お手元にお配りしております決算書と、本日お配りしました補足資料でご説明をさせていただきます。まず、お手元にお配りしております決算書の69ページをお開きください。

ここには、実質収支に関する調書を記載しております。1の歳入総額は57億3,720万9,137円です。2の歳出総額は56億536万8,364円です。よって、3の歳入歳出差引額は1億3,184万773円となります。4の翌年度へ繰り越すべき財源は、(2)の繰越明許費繰越額の2,512万2,000円のみでございまして、5の実質収支額は3の歳入歳出差引額から、4の翌年度へ繰り越すべき財源の額を差引いた1億671万9,773円の黒字となっております。次にページを戻りまして、決算書2ページから9ページの総括的な部分をご説明いたします。2ページから5ページまでが歳入となります。それでは決算書の4ページから5ページをお開きください。

歳入合計は予算現額61億613万円に対し、調定額59億6,467万5,566円、収入済額57億3,720万9,137円、不納欠損額777万6,314円、収入未済額2億1,969万115円であり、予算現額と収入済額との比較は3億6,892万863円の減となっております。

款ごとの説明につきましては、本日お手元にお配りしております平成3

0年度川棚町一般会計歳入歳出決算書補足説明資料の1ページの歳入に記載をいたしております。これにつきましては後ほどお目通しをいただくということで、ここでは詳しい説明は省略をさせていただきます。

続きまして歳出でございます。6ページから9ページまでが歳出となります。それでは、決算書の8ページから9ページをお開きください。

歳出合計は予算現額6億613万円に対し、支出済額5億636万8,364円、翌年度繰越額4億1,676万1,000円、不用額8,400万636円であり、予算現額と支出済額との比較は5億76万1,636円でした。よって、歳入歳出差引額は1億3,184万773円でございます。

款ごとの説明につきましては、本日お配りしております平成30年度川棚町一般会計歳入歳出決算書補足説明資料の2ページ、歳出に記載をしております。ここでは歳入と同様に詳しい説明は省略をさせていただきます。

なお、その他補足説明資料につきましては、3ページから4ページには歳入歳出それぞれの款項ごとの予算現額、収入済額、支出済額等を記載したものを、5ページには税金料金等の過去5年間の徴収率を記載いたしております。また、決算書の72ページから77ページにかけて、財産に関する調書を記載いたしておりますのでお目通し願いたいと思います。

簡単ではございますが、私の方からは以上で説明を終わります。ご審議のうえ、ご認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 次に、補足説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長 私の方からは、本日お配りしております平成30年度決算補足資料（一般会計）とした資料の方をご覧ください。この資料につきましては、10年間における決算の推移を取りまとめたもので、決算統計からの引用により、長期的な観点から財政状況を比較検証するために毎年作成し、決算補足資料として配布を行っているものでございます。

まず、1ページでございます。歳入決算の状況であります。各歳入の款ごとに10年間の推移を取りまとめたものでございます。そして、一番下の行の「町債－公債費（元金）」であります。これは新たな借入から元金返済を差引くことによりまして、町の借金の減り具合というのを見

て取れるようになっている行でございます。この行がマイナスでありますと、町の起債残高が減っているという状況でございます。これがプラスになると起債残高が増えているという状況が見て取れる表でございます。次のページをお願いいたします。

この2ページ目につきましては、経常収支比率、積立金の残高、地方債現在高などを取りまとめた表となっております。表の上から8段目でございますが、 $B \div (A + C + D)$ という欄がございます。こちらが財政指標として使われる経常収支比率でありまして、平成30年度が89.7%でございます。参考としまして東彼杵町と波佐見町、そして類似団体の経常収支比率を掲げております。その下には積立金現在高、そして地方債現在高、さらに下から2番目でございますが財政力指数を掲げておるものがございます。続きましてその下の3ページの方をご覧ください。

3ページにつきましては、決算書と同じく款ごとの目的別決算の状況を取りまとめた表でございます。続きまして4ページの方をお願いいたします。

この4ページにつきましては、性質別決算の状況であります。この性質別では決算統計上のルールにしたがって性質別に仕分けされたもので、義務的経費である人件費、公債費が減少傾向で、扶助費の増加傾向が継続しているといった状況でございます。

そしてこのあとの5、6ページにつきましては、この性質別決算の状況を波佐見町と東彼杵町、郡内2町の状況を取りまとめてお付けしております。7ページの方をお願いいたします。

経常収支比率の推移のグラフであります。経常収支比率は人件費、扶助費、公債費などの義務的経常経費に町税、普通交付税、地方譲与税などといった経常一般財源がどの程度充当されているのかを示す比率であります。点線が財政指標として使われております経常収支比率で、平成30年度は89.7%となっており、前年度から5.3%の増でございます。この増につきましては下水道事業会計への出資金などに計上の経費が増になったことが主な要因と分析しているところでございます。続きまして8ページの方をお開きください。

8ページの方につきましては、義務的経費である人件費、扶助費、公債

費の推移をグラフで表したものでございます。人件費、公債費につきましては減少傾向で、扶助費の増加傾向が継続しているということが見て取れるグラフとなっております。続きまして下の9ページの方でございます。

こちらのグラフにつきましては、積立金と地方債の現在高、そして町債と公債費元金償還額の推移のグラフであります。積立金につきましては平成21年度が18億円程度でございましたが、平成30年度には20億円程度ということで増額しておりますが、前年度と比較しますと1,100万円の減であります。減額の主な要因といたしましては、新庁舎建設に伴う庁舎建設基金の取り崩しによるものが主な要因であります。また、地方債現在高につきましては年々減少しております、平成21年度が63億9,500万円で、現在はその約7割の51億4,800万円程度に減少しているという状況でございます。

以上で補足資料についての説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご認定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 次に、国民健康保険事業特別会計についての追加説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長 それでは川棚町国民健康保険事業特別会計、平成30年度決算についてご説明をいたします。決算書の80、81ページをお開きください。

歳入における調定総額19億4,318万1,454円に対し、収入済額は18億7,313万8,227円で、収入率96.4%となっております。収入未済額の6,691万9,227円は、国民健康保険税未済額であります。不納欠損額312万4,000円を地方税法第18条の規定により不納欠損処分をしております。次のページをお願いします。

歳出における支出済額は、17億5,697万168円となり、予算総額18億7,396万1,000円に対して、93.8%の執行率でありました。101ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入総額18億7,313万8,227円、歳出総額17億5,697万168円で、歳入歳出差引額は1億1,616万8,059円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は1億1,616万8,059円となります。

29年度実質収支額が9,940万3,717円でしたので、これを差し引きますと単年度収支額が1,676万4,342円の黒字となります。103ページをお開きください。

財産に関する調書です。基金の状況につきましては記載のとおりでございます。年度内の積み立て7,000万512円を加えた7,469万8,802円、基金残高となっております。それでは成果報告書により説明をします。報告書の96ページをお開きください。

1. 決算の概要でございますけれども、平成30年度国民健康保険事業における歳入額並びに歳出額はここに記載をしております。先ほど実質収支に関する調書で報告をしたところでございます。

2. 歳入につきましては、歳入総額に対する国民健康保険税の占める割合につきましては16.9%でございます。県支出金は70.0%、繰入金7.5%、その他5.6%となっております。

3. 歳出につきましては、歳出総額のうち保険給付費の割合が72.5%と最も高くなっております。ほか総務費0.5%、国民健康保険事業費納付金19.8%、保険事業費1.3%、その他5.9%の割合となっております。

なお、歳入歳出それぞれの事項別明細書は、決算書86ページから記載をいたしておりますのでお目通しいただきたいと思っております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご認定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 次に、後期高齢者医療特別会計についての追加説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長 はい。それでは川棚町後期高齢者医療特別会計、平成30年度決算についてご説明をいたします。

この後期高齢者医療制度につきましては、保険料1割、現役世代の保険料4割、公費負担5割として国民全体で支える仕組みであり、歳入歳出については最終的には同じ額となります。精算は次年度で行うこととなります。決算書106ページ、107ページをお開きください。

歳入における調定総額1億8,391万4,599円に対し、収入済額は1億8,232万8,559円で、収入率99.1%となっております。

収入未済額の144万2,240円は、後期高齢者医療保険料未済額であります。不納欠損額は14万3,800円を高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項の規定により不納欠損処分をいたしております。次のページをお願いします。

歳出における歳出済額は1億8,218万2,289円となり、予算総額1億8,271万8,000円に対して99.7%の執行率であります。決算書の117ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。歳入総額1億8,232万8,559円、歳出総額1億8,218万2,289円で、歳入歳出差引額は14万6,270円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同じく14万6,270円となります。それでは成果報告書によりご説明をいたしますので、報告書の109ページをお開きください。

1. 決算の概要ですが、歳入額並びに歳出額はここに記載しているとおりであり、先ほど実質収支に関する調書でご説明をしたところであります。

2. 歳入につきましては、歳入総額に対する後期高齢者医療保険料に占める割合は67.7%でございます。繰入金に占める割合が31.9%、その他0.4%となっております。

3. 歳出につきましては、歳出総額に対する総務費の割合が2.9%、後期高齢者広域連合納付金の割合が96.9%、諸支出金が0.2%となっております。

なお、歳入歳出それぞれの事項別明細書は、決算書112ページから記載をいたしておりますのでお目通しいただきたいと思っております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご認定いただきますようよろしく願いいたします。

議 長 次に、介護保険事業特別会計についての追加説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長 はい。それでは川棚町介護保険事業特別会計、平成30年度決算についてご説明いたします。決算書120、121ページをお開きください。

歳入における調定総額13億9,573万6,463円に対し、収入済額は13億8,791万7,883円で、収入率99.4%となっております。

ます。収入未済額の696万5,860円は、介護保険料未済額であります。不納欠損額85万2,720円を介護保険法第200条第1項の規定により不納欠損処分をしております。次のページをお願いします。

歳出における歳出済額は13億1,932万7,515円となり、予算総額13億8,642万円に対して、95.2%の執行率でありました。決算書139ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入総額13億8,791万7,883円、歳出総額13億1,932万7,515円で、歳入歳出差引額は6,859万368円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額の6,859万368円となります。141ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。平成30年度において基金利子を含む3,002万2,713円を介護保険給付費基金に積み立てており、年度末現在高は1億3,013万5,063円となっております。平成30年度は第7期介護保険事業計画の初年度であり、概ね順調な財務状況であります。次に成果報告書により説明いたしますので、113ページをご覧ください。

1. 決算の概要ですが、平成30年度介護保険事業における歳入額並びに歳出額はここに記載をしております。先ほど実質収支に関する調書で報告をしたところでございます。

2. 歳入ですが、歳入総額に対する主な歳入の割合につきましては、介護保険料20.7%、国庫支出金23.9%、支払基金交付金23.7%、県支出金13%、繰入金13.2%となっております。

3. 歳出につきましては、歳出総額の大部分、89.8%を保険給付費が占めており、総務費1.7%、地域支援事業等費5.3%、基金積立金2.3%、諸支出金0.9%となっております。

なお、歳入歳出それぞれの事項別明細書は、決算書126ページから記載をいたしておりますのでお目通しいただきたいと思っております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご認定いただきますようよろしく願いいたします。

議 長 次に、観光施設事業特別会計についての追加説明を求めま

す。産業振興課長。

産業振興課長 はい。それでは、平成30年度川棚町観光施設事業特別会計の決算認定について、追加説明をいたします。決算書の155ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入総額及び歳出総額ともに8,814万8,279円であります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は0円となります。続きまして、決算書の150、151ページをお開きください。

歳入は不納欠損額、収入未済額ともに0円であります。次のページをお開きください。

歳出についてであります。支出済額8,814万8,279円は、予算現額の約98.1%の執行率でありました。それでは成果報告書の126ページをお開きください。

決算の概要につきましては、平成30年度観光施設事業における歳入総額及び歳出総額を記載しておりますが、先ほど実質収支に関する調書でご説明をしたところであります。

2の歳入につきましては、歳入総額に対する雑収入の占める割合は17.3%で、一般会計繰入金82.7%であります。なお、歳入総額に対する観光事業収入の割合は17.3%であります。

3.歳出につきましては、歳出総額のうち観光施設事業費の割合が79.8%、公債費が20.2%でありまして、予備費の支出はありません。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご認定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 次に、下水道事業特別会計についての追加説明を求めます。水道課長。

水道課長 それでは、認定第6号「平成30年度川棚町下水道事業会計決算」の詳細について説明させていただきます。決算書の11ページをお開きください。

1.概況の(1)総括事項ですが、平成30年度における川棚町下水道事業の整備状況は、処理区域面積が302.9ヘクタールとなりました。年間総有収水量は81万3,142立方メートルで、前年度に比べ6,691

立方メートルの減少となりました。この有収水量につきましては一般、学校、井戸水等の利用者においては増加したものの、事業所、官公署で減少したためであります。

次に経営の状況ですが、決算書 1、2 ページをお開きください。収益的収入及び支出について消費税込みの金額です。収入の第 1 款下水道事業収益の決算額は、5 億 6 1 1 万 8, 0 1 2 円であります。支出の第 1 款下水道事業費用の決算額は 5 億 2, 2 1 7 万 5, 8 5 4 円であります。次に決算書 3、4 ページをお開きください。

資本的収入及び支出について、消費税込額の金額です。収入の第 1 款資本的収入の決算額は 2 億 6, 3 4 5 万 8, 7 0 0 円であります。支出の第 1 款資本的支出の決算額は 4 億 1, 1 2 6 万 1, 0 4 0 円であります。また、翌年度繰越額の 2, 3 0 0 万円は地方公営企業法第 2 6 条の規定による繰越額で、去る 6 月議会定例会において繰越計算書の報告をいたしましたとおり、川棚浄化センターの耐震実施計画に係るものであります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、4 ページの表下に記載のとおり補填しております。

5、6 ページには、損益計算書を記載しており、5 ページの最下行に経常利益（△の場合は経常損失）を記載しておりますが、1, 8 2 1 万 7, 9 9 4 円の経常損失となっております。6 ページでの 5 特別利益は発生しておりません。

6 特別損失の（1）過年度損益修正損は、受益者負担金の不納欠損の 2 0 万円、（2）その他特別損失は企業会計移行に伴う期末手当引当金相当額の 2 8 2 万 4, 0 0 0 円で、合計の 3 0 2 万 4, 0 0 0 円となり、当年度純利益（△の場合は当年度純損失）は経常損失の額を加算した 2, 1 2 4 万 1, 9 9 4 円の純損失となり、次の前年度繰越利益剰余金は企業会計初年度であるため繰越額はなく、当年度未処分利益剰余金は同額の 2, 1 2 4 万 1, 9 9 4 円の欠損金となっております。

7、8 ページには余剰金計算書、9、1 0 ページには貸借対照表、1 1 ページからは事業報告書を記載しており、1 1 ページには 1. 概況、1 2、1 3 ページには 2. 工事の概要、1 4 ページには 3. 業務、1 5、1 6 ページには 4. 会計、1 7、1 8 ページにはキャッシュフロー計算書、1 9、2

0 ページには固定資産明細書、21 ページから28 ページには企業債明細書、29 ページから33 ページには収益費用明細書及び資本的収支明細書を記載していますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご認定くださいますようお願いいたします。

議 長 次に、水道事業会計の追加説明を求めます。水道課長。

水道課長 はい。それでは、認定第7号「平成30年度川棚町水道事業会計決算」の詳細について説明させていただきます。決算書の11 ページをお開きください。

平成30年度における川棚町上水道の給水状況は、給水区域内人口1万3,957人で、その約99.7%にあたる1万3,922人に給水しました。年間総配水量は209万8,543立方メートルで、前年度に比べ3万8,127立方メートルの減少となりました。年間総有収水量は189万1,346立方メートルで、前年度に比べ3万4,266立方メートルの減少となりましたが、有収率については前年度と同じく90.1%となっております。

この有収水量につきましては官公署においては増加したものの、一般、事業所、工場で減少したためであります。次に経営の状況ですが、決算書1、2ページをお開きください。

収益的収入及び支出について、消費税込みの額であります。収入の第1款水道事業収益の決算額は3億4,503万2,727円で、前年度に比べ419万9,232円、約1.2%減少しました。支出の第1款水道事業費用の決算額は3億2,900万3,017円で、前年度に比べ596万5,715円、約1.78%減少しました。次に決算書3、4ページをお開きください。

資本的収入及び支出について、消費税込みの額であります。収入の第1款資本的収入の決算額は734万4,920円であります。支出の第1款資本的支出の決算額は1億4,041万9,970円あります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、4ページの表下に記載のとおり補填しております。

5、6ページには、損益計算書を記載しており、5ページ最下行に経常

利益を記載しておりますが、915万6,421円の経常利益となっております。

6ページの5特別利益と6特別損益は発生しておりませんので、経常利益の額がそのまま当年度純利益となり、次の前年度繰越利益剰余金を加算した3,547万5,567円が当年度未処分利益剰余金となっております。未処分利益剰余金につきましては、議会の議決を得てその一部をその年度の収益に応じ、建設改良積立金及び減債積立金へ積み立てを行うものとしておりますが、山道浄水場第7次拡張工事による減価償却費に多額の費用を要する状況であり、今後数年間は収益が悪化することが見込まれるため、昨年度に引き続き次年度以降の収益を担保するため、各積立への積み立てを行わず、未処分利益剰余金として留保することとしております。以上のことから、平成30年度においては未処分利益剰余金の処分の件は上程しておりませんことを申し添えます。

次に7、8ページには剰余金計算書、9、10ページに貸借対照表、11ページからは事業報告書を記載しており、11ページには1.概況、12、13ページには2.工事の概要、14ページには3.業務、15、16ページには4.会計、17、18ページにはキャッシュフロー計算書、19、20ページには固定資産明細書、21、22ページには企業債明細書、23ページから27ページには収益費用明細書及び資本的収支明細書を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご認定くださいますようお願いいたします。

議 長 ただいま、各会計についての説明を受け、このあと質疑を行います。決算内容については成果報告書にも詳しく記載をしてあり、監査委員による決算審査意見書等もお手元に配布をされております。さらに決算審査特別委員会に付託する予定でありますので、この点はお含みの上、各会計の歳入歳出及び全般にわたり、政策的なもの、あるいは総括的なものとなるようご協力をお願いをいたします。議事整理上、一般会計と特別会計の会計ごとに分けて質疑を行います。なお、川棚町議会会議規則における質疑に関する規定では、質疑回数は1議題につき3回との原則であります。会計ごとに3回までの質疑を許可する議事運営といたしますので、よろしくお願

いをいたします。

議 **長** ここでしばらく休憩といたします。

(1 0 : 5 9)

(…休 憩…)

(1 1 : 1 5)

議 **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 **長** はじめに、認定第1号「平成30年度川棚町一般会計決算認定」に対する質疑を行います。決算書2ページから78ページ、成果報告書1ページから95ページになります。質疑はありませんか。よろしいですか。高以良議員。

9 番 高 以 良 成果報告書の61ページ、商工費のことでお尋ねします。商工費の②のところの商工業振興費の中に（イ）のところですか、終わりの方に「栄町商店街とその周辺の賑わいを創出するため計3回開催された「かわたな栄町100縁翔店街」事業補助金として30万円を交付した」このことに関してですが、100縁翔店街については年間3回ということで、何年かずっと実施をされてきていますが、商店街の当日については大変賑わっておって、それなりの効果はあっているのだろーと思えますけれども、翔店街の日じゃない、それ以外の通常日の賑わいの創出ということについてはどのように評価をされているのかということについてお尋ねをしたいと思います。

それともう1つは、成果報告書の52ページ、53ページ、農林水産業費の中の農業費、農業委員会費の中の真ん中辺、（農地利用集積活動）のことについてお尋ねしますが、下の方に表が2つあって、「過去3か年の利用権設定の実績」というのがありますが、30年度については件数は過去2年と比べると減っていますが、面積についてはかなり大幅な増加していますか、面積が増えているようです。この大幅な面積が増えた要因ということについてどういうものが考えられるのかということと、農業委員会の方に農地利用最適化推進員というのがおられますが、その推進員さん達の活動の成果というふうに理解しているのかどうかですね。

それと下の表の中の一番右の方、設定率38.03%というのがありますが、これは右のページの真ん中辺に31年3月末の農地面積が、これは44

4万5,220平方メートル、この面積に対する利用権設定がなされた割合が38%であるというふうに理解していいのか、割合として40%近くが利用権設定がされているのかというふうに思えば、そんなにあるのかなというふうにちょっと疑問がありますのでお尋ねしたいと思います。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。高以良議員のご質問にお答えします。まず、100縁翔店街の日以外の商店街の賑わいについての評価といたしますか、そういう質問があったかと思えます。100円翔店街以外での評価については、実際は行ってはおりません。それと、もう1つの農地集積、52ページの過去3か年の利用権設定の実績についてのご質問を受けましたけども、その前に53ページのですね、機構集積支援事業の中に農業委員さんが活動をした実績を掲げています。これは利用調査、農用地の利用調査に係る実績でありますけども、8月に実施をしております。農業委員及び地区の実行委員などに出ていただいて調査をしているところではありますが、その中に農地面積が444万5,220平米ということで農地面積がありますけども、全体で6,451筆、その中で分類を分けてここに挙げております。先ほど、過去3か年の利用実績の38.03%の設定率ということでありましたけども、その農地面積に係る38.03%ということですので理解をしていただければよろしいと思えます。

あと、すみません、続けます。30年度の52ページの3か年の利用権設定の実績ということで、合計の78万5,665平米に増えてはおりますけども、これは推進員さんの調査実績によりましてこのような面積になっております。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。はい。高以良議員。

9番高以良 確認で追加でお尋ねしますが、設定率の38.03というのは分母が444万5,220で、分子が123万1,046ということですかね。そしてそれが38.03%ということになるということですかね。それが1つと、利用権設定の面積が増えたのは、単に推進員さんから報告があったのを集計しただけで、その要因等については、面積が増えた要因についてはわからないということなのがお尋ねしたいと思います。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 高以良議員の質問に対してですけれども、ちょっと調べさせていただきます。そのあとに説明をしたいと思います。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。水谷議員。

1 2 番 水 谷 水谷ですけど、ちょっとこれ決算のときにお尋ねをしていいのかよくわからないんですが、各特別会計、あるいは企業会計がございますが、それぞれの中でですね、一般会計の繰入が結構あります。これの繰入の基準っていうものがあるのかどうか。もしあれば、どういうものに対してあるのか、それをちょっと聞きたいと思います。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 特別会計への繰入ということでのご質問でございますが、特別会計から一般会計への繰入というものは今のところない状況でございます。繰出の方ですね。わかりました。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 企業会計につきましては、一般会計からの繰り出しする場合につきましては基準内と基準外がございます。例えば下水道であれば、雨水処理、これにつきましては基準内の繰出ということになります。ですが、現在下水道におきましては基準内の繰出では実際賄えないというところもございますので、その分についてはですね基準外で繰り出しているという状況でございます。あと、介護とか国保とかの特別会計につきましては、それぞれの制度によりまして一般会計からそれぞれの特別会計への繰出というものもございます。以上でございます。

議 長 波戸議員。

1 3 番 波 戸 1 3 番、波戸です。成果報告書の6 2 ページ、一番上の方の(イ)のところなんですけれども、観光イベントの開催、各種団体の育成、観光事業の振興と書いてありますけれども、もう少し内容を教えていただきたいと思いますけれども。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。波戸議員のご質問にお答えします。この観光のイベントの開催に係る観光協会に対して4 3 0 万円を交付しております。すみません、ちょっと資料をですね、ちょっと持って来ておりませんでしたので、後ほど改めてご説明したいと思います。失礼します。すみません。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。堀池議員。

5 番 堀池 5番、堀池です。成果報告19ページになりますけども、全体的に一般会計の方で収入、予算現額よりも収入現額、調定現額の方が少なくなりましたと。主な要因として成果報告19ページに書いてあります国庫支出金が1億5,800万減りましたと。県支出金も3,400減りましたと。この主な要因っていうのがわかるのかなと。要因をお伺いしたい。

それと20ページの16.寄附金で増額となっていますけども、この主なのささと応援寄附金だと思います。ただ、今まで一所懸命努力されて1,800までは増やされたんですけども、今後、この増額する何か手段とかそういうのを考えておられるのかどうかお伺いしたいと思います。

議 **長** 企画財政課長。

企画財政課長 まず、国庫支出金の減額についてのご質問でございますが、国庫支出金につきましては各種社会資本整備事業等行っておりますが、こちらの方の減額等がございまして、それに合わせまして補助金の方も減額しているという状況でございます。

そして負担金の方ですね。先ほどふるさと納税の関係で1,800万円まで、1,800万強まで増えたんですけども、その後何か考えがあるのかというふうなことのお尋ねでございました。平成30年度でございますが、前年度より若干増えましたのは、寄附をしていただくための窓口と申しますか、ネットを仲介して今は寄附金を募るという機会が多くございます。平成30年度につきましては新たな窓口として楽天を使うようにいたしました。この窓口を増やすことで客層も変わってくるというふうなことで、それが増につながったと考えているところでございます。したがって、令和元年度につきましても新たな窓口を増やすという考え方を持っておりまして、現在「さとふる」という新たな窓口をですね、作ろうということで、できれば12月、1月に間に合うような形でですね、早く開設をしたいと考えているところでございます。以上でございます。

議 **長** ほかに質疑は。堀田議員。

10番 堀田 はい。10番、堀田です。成果報告書の26ページですね。上から(ウ)の結婚新生活支援事業で、予算としてですね、30年度予算で300万ほど予算があったと思うんですけど、その中で4件の105万円を

補助したということになっております。あと、要するに予算を組むときに300万ぐらいというのを10人、10件ですかね、10件ぐらいを予定をされていたんだろうと思いますけど、この4件というのはちょっと少ないのではないかと思います。それで周知とかそういった、周知がよくできていなかったんじゃないかと思うんですけど、その辺のことはどうなんでしょうか。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 結婚新生活支援事業についてのご質問でございます。実は平成29年度は10件ございまして、そこら辺から30年度につきましても同程度というふうなことで、1件当たり30万円ということになりますので、10件で300万というふうな予算計上をしたという状況でございます。PR、宣伝の方につきましてはホームページ、それから広報誌等に載せているということと、結婚の届出を来られたときに、その方達にですね、こういう制度があるというふうなことでお知らせをしているところでございます。この制度自体が34歳以下のカップルということと、世帯所得が340万円以下というふうな縛りがございまして、そういうところも少ないというところにつながったのかなというふうに分析しているところでございます。以上でございます。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。高以良議員。

9番高以良 成果報告書69ページの下の方の用悪水路費のことでお尋ねします。「30年度中は中組地区の排水対策として中組地区排水路整備工事を発注したが、地元との調整で時間を要して繰越した」ということではありますが、事務的にちょっとわからない部分もあつての質問ということになるかもしれませんが、本来なら地元との調整が済んだあとに工事を発注するということになるんじゃないかなと思うんですが、なぜそのような、この30年度については調整が済む前に発注するというようになったのかどうか、そこら辺の経過についてお尋ねしたいと思います。

もう1つ、71ページの真ん中辺の②の公園管理費の中の表の番号が2番のところですが、中央公園施設管理清掃業務を349万9,000円で委託してあるようですが、されたようですが、中央公園にある体育センターとかクラブハウスについては管理人がおられて通常の管理とか清掃をされている

んじゃないかなというふうに思いますけども、公園施設の範囲はどの部分なのかということと、体育センターとかクラブハウスの管理人さんとの仕事の割振りっていいですかね、そこら辺はどういうふうなことなのかお尋ねしたいと思います。

議 **長** 建設課長。

建 設 課 長 はい。それでは高以良議員のご質問にお答えします。まず第1点目の用悪水路に関する件でございます。ご指摘のとおり、本来地元調整後の発注ということになるわけでございますが、地元調整を行ったうえで発注は行いました。その後、県道改良に合わせて駐車場の確保が用悪水路の部分で困難になってまいりました。そこで地元と駐車場の確保について協議を進めていたというのが大きな要因でございます。ご理解をいただければというふうに思います。

それから2点目の中央公園の施設管理、清掃業務に関してでございますが、平成29年度まではクラブハウスに賃金で2名雇いをして、クラブハウスの管理、それから体育センターを除くすべての公園の管理、すべてといいますか中央公園ですね。平島、新町の清掃、草刈り、芝刈りですね、という業務を行ってきております。さらに中央公園の体育センターにある屋内トイレ以外の屋外トイレについては、社協に委託をして行っておりました。その2つの業務を一般社団法人でありますチューリップスポーツクラブの方に同額で、賃金と委託料合わせた同額で委託をしたということでもあります。ですから体育センターにつきましては現状どおり、管理人さんがおられての管理、それから周辺の清掃はされておるようでございます。それ以外については委託先でありますチューリップスポーツクラブの方で、29年度同様に維持管理をしていただいているということでございます。以上です。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。堀池議員。

5 番 堀 池 5番、堀池です。成果報告の37ページの老人福祉費の関係ですけども、この(ア)のaですか、これで緊急通報システム電話機50回線分、これは昨年確か県の方から50回線分来て、申請があったところに設定すると。延べ60人に貸与したと。まずこれが、50回線分は満杯になっているのかどうか。というのは、確かライオンズクラブからこの分また寄附があったと聞いているんですけども、その点の充足率というか、

そういうのはどうなのかと思ひまして。

議 **長** 総務課長。

総務課長 堀池議員のご質問の中でちょっとご説明を念のためしておきますけれども、自動録音装置ですね、これにつきましては総務課の防災交通係で取り扱っております、ここの成果報告書の37ページの老人福祉費における緊急通報システムとは異なるものであるということでご理解をいただきたいと思ひます。それで、自動録音装置につきましてはですね、30年度に県から50台無償で提供を受けまして、それを申請に基づき貸出を行っているという状況です。それで30年度末の貸出状況につきましてはですね、ちょっと今手元に資料がございませんので、後ほど、ということでご理解いただければ。よろしいでしょうか。

議 **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 堀池議員の緊急通報システムに関しては、現在使用待機分はございません。50台すべて稼働しているという状況です。以上です。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。

7番小田 7番、小田です。成果報告書の38ページの中ほどのいきがいセンター管理費についてお尋ねをいたします。いきがいセンターは指定管理者である川棚町社会福祉協議会に対して委託運営をされて、下の表、利用状況を見ますと大変多くの方が利用されておるような状況ですけれども、実際がこの利用された方がですよ、どういうふうな内容で活動じゃないけどことをされているのか、そしてそのいろいろ活動をされていると思ひますけれども、その効果はどういったものを上がっているのかっていうのをお尋ねいたします。

議 **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。先ほどいきがいセンターについて運営状況であるとか、その効果についてのご質問がございましたけれども、今、資料を持ち合わせておりませんので後ほど報告をさせていただきたいと思ひます。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで認定第1号「平成30年度川棚町一般会計決算認定」の質疑を終わります。

(11:50)

議 長 ここでしばらく休憩をいたします。

(11:50)

(…休憩…)

(13:00)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 ここで、午前中にありました質疑に対する答弁を先に受けたいと思います。産業振興課長。

産業振興課長 午前中に高以良議員の方からご質問があった成果報告書の52ページ、下の方の過去3か年の利用権設定の実績っていう表の中に30年で、件数として31件と、あと面積の合計で78万5,665平米についての質問があっておりました。ここで78万5,665に増えた理由といたしましては、農業委員会及び最適化推進委員の活動調査及び農業者のご理解によりこういった面積にはなりましたが、あと、55ページの方に開いていただければ(キ)の中に農地中間管理事業という欄があります。その4つ下あたりに30年度は町内で56ヘクタールの利用権の設定を行ったとしております。そこで、今回その56ヘクタール、1件になりますけども、その集積を含んだ面積として78万5,665を利用権設定をしたものであります。

なお、この件数につきましてはこの56ヘクタールを1件とみなしておりますので、そういうことで今ここで件数をあげているのは31件というふうなことになっている状況であります。それともう1点、その52ページの一番下段の表の中の設定率38.03%の計算根拠につきましては、分母を農振農用地面積といたしまして、123万1,046平米を分母としまして、分子につきましてはこの合計の、すみません、間違いました。今のは分子ですね。分母につきましては、農振農用地面積323万7,279平米を分母として計算をして38.03%ということになっております。

それともう1点、波戸議員からご質問がありました成果報告書の62ページの(イ)430万円の助成の内訳をとということでありました。事業名といたしましては、まず1つ目がくじゃく祭りです。それと川棚わいわいウォー

キング、それと虚空蔵登山会、川棚町観光振興といたしまして、自然公園振興の園のPR事業になります。そして祇園祭の補助、川棚くんちの補助、川棚よさこい隊の補助、あと地域スポーツ観光振興事業、アサリ稚貝の放流、あと川棚町観光の宣伝のための補助、あと運営費といたしましてスタッフの人件費の補助、あとイベント事業に係る振興費ということで補助をしております。以上です。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。午前中に小田議員からご質問がありましたいきがいセンターの事業内容とその利用者の効果ということで回答をさせていただきま。いきがいセンターの利用状況につきましては、成果報告書の38ページに記載をしております。そのほか、いきがいセンターの事業内容としましては、いきがいセンターの管理、それから介護予防事業の推進として、ふれあいいきいきサロン等の支援、ボランティア活動の支援、高齢者と子どものふれあい行事、介護用品の貸出、各種募金の実施、心配ごと相談、福祉資金貸付事業、配食サービス、これらはほんの一部でありまして、これらの各種事業の実績は報告をさせていただいているところでございます。それから利用者のサークル活動としましては、カラオケや茶道、囲碁、フラダンス等のサークル活動をされて約10団体あるそうです。

利用者の効果につきましては、測ることは難しいものと考えておりますが、利用者のコミュニケーションの場、それから身近な通いの場となっていることは確かなことだと思っております。それからまたこれらの各種事業を通して、社協本来の目的であります川棚町の福祉増進の中核としての役割は、十分に担っていただけているものと考えております。以上です。

議 _____ **長** 続いて、認定第2号「平成30年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」に対する質疑を行います。決算書80ページから104ページ、成果報告書96ページから108ページです。質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで認定第2号「平成30年度川棚町国

民健康保険事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(13:08)

議 長 続いて、認定第3号「平成30年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」に対する質疑を行います。決算書106ページから118ページ、成果報告書109ページから112ページです。質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで認定第3号「平成30年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(13:09)

議 長 続いて、認定第4号「平成30年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」に対する質疑を行います。決算書120ページから141ページ、成果報告書113ページから125ページです。質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで認定第4号「平成30年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(13:10)

議 長 続いて、認定第5号「平成30年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」に対する質疑を行います。決算書144ページから155ページ、成果報告書126ページから130ページです。質疑ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで認定第5号「平成30年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(1 3 : 1 1)

議 **長** 続いて、認定第 6 号「平成 3 0 年度川棚町下水道事業会計決算認定」に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

「な し」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め、これで認定第 6 号「平成 3 0 年度川棚町下水道事業会計決算認定」の質疑を終わります。

(1 3 : 1 2)

議 **長** 次に、認定第 7 号「平成 3 0 年度川棚町水道事業会計決算認定」に対する質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

「な し」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め、これで認定第 7 号「平成 3 0 年度川棚町水道事業会計決算認定」の質疑を終わります。

(1 3 : 1 3)

議 **長** お諮りします。ただいま議題となっております、認定第 1 号「平成 3 0 年度川棚町一般会計決算認定」から認定第 7 号「平成 3 0 年度川棚町水道事業会計決算認定」は、さらに予算の執行状況、その他内容的に審査を加える必要があるかと思われまますので、1 3 人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、認定第 1 号から認定第 7 号までの平成 3 0 年度各会計決算認定等については、1 3 人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託をし、審査をすることに決定をいたしました。

議 長 決算審査特別委員会の委員の選任については、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名をすることになっております。

決算審査特別委員会の委員は、議長を除く議員13人を指名したいと思いますが、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した委員を決算審査特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

議 長 ただいま設置いたしました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、この後、休憩をいたしますので、川棚町議会委員会条例第9条第1項の規定により、第1委員会室において委員会を開き、正副委員長を互選していただきたいと思います。併せて、分科会審査区分等の決定もお願いをいたします。

なお、委員会での決定事項については、委員長から議長まで報告をお願いをいたします。

議 長 ここでしばらく休憩をいたします。

(13:16)

(…休憩…)

(13:26)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 お手元に配布しております決算審査特別委員会名簿のとおり、決定した旨の通知を受けましたので報告をいたします。

委員長に山口隆委員、副委員長に波戸勇則委員、また、分科会の正副主査を常任委員会の正副委員長とすることに決定しました。以上のとおりであります。

決算審査特別委員会での付託区分及び日程案については、決算審査付託区分表及び決算審査日程表のとおりであります。

決算審査特別委員会では十分審査を行っていただき、本定例会最終日まで

